

## 各主務大臣における対応指針の周知予定(平成28年1月時点)

※1.年については特段の記載がなければ平成28年

|                         |            | (1)事務連絡・通知等 |   |  | (2)説明会等  |                                |  |           |   |
|-------------------------|------------|-------------|---|--|----------|--------------------------------|--|-----------|---|
|                         |            | 発出年月日       | 名称  | 対象   | 開催年月日    | 名称                             | 内容   | 場所        | 対象  |
| 国家公安委員会／警察庁             |            | 2月上旬        | 名称未定(通知)  | 関係事業者団体等   |          |                                |  |           |   |
| 法務省                     | (債権管理回収業等) | 3月          | 「かいけつサポート通信」(法務省所管課において認証紛争解決事業者向けに発行している情報発信紙)<br>※所管課発出の平成27年11月30日付け通知をアフターフォローするもの。 | 認証紛争解決事業者  | 2月22日    | 一般社団法人全国サービサー協会第24回コンプライアンス研修会 | 障害者差別解消対応指針の施行に向けた態勢構築について   | JA共済ビル    | 債権回収会社                                    |
|                         | (更生保護事業)   |             |   |  | 2月4, 5日  | 更生保護施設経営研究会                    | 行政説明の一つとして、法務省所管事業(更生保護事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について改めて周知・説明予定 | アルカディア市ヶ谷 | 全国の更生保護施設の役職員                             |
| 国税庁                     |            | 2月中旬        | 「財務省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について(通知)   | 関係事業者団体等   |          |                                |  |           |   |
| 文部科学省                   |            | 1月下旬        | 文部科学省、スポーツ庁、文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について(事務連絡)                                   | 各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長等         | 2月1日(予定) | 発達障害者支援関係者報告会                  | 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等に関する報告会                                       | 未定        | 各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長、各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長 |
| 厚生労働省<br>※右の分類は、(1)のみ対象 | (衛生分野)     | 3月中         | 衛生事業者むけガイドライン再周知(メール)   | 都道府県・政令市・特別区衛生主管部局<br>各生活衛生同業組合連合会(公財)全国生活衛生営業指導センター | 2月26日    | 全国医政関係主管課長会議                   | 医療分野ガイドライン周知   | 厚生労働省内    | 都道府県等の医政関係主管課長                            |
|                         | (衛生分野)     | 3月中         | 障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について(事務連絡)   | 都道府県水道行政担当部局<br>厚生労働大臣認可水道事業者<br>厚生労働大臣認可水道用水供給事業者   | 3月初旬     | 障害保健福祉関係主管課長会議                 | 福祉分野ガイドライン周知   | 厚生労働省2階講堂 | 都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉担当部局                   |
|                         | その他        | 2月中         | 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」について(情報提供)(事務連絡)                                    | 各厚生労働大臣認可消費生活協同組合(連合会)                               | 3月       | 社会・援護局関係主管課長会議                 | 福祉分野ガイドライン周知(配布資料に記載予定)  | 未定        | 各都道府県・指定都市・中核市社会・援護局関係主管課                 |
|                         | その他        | 2月中         | 障害者差別解消法の施行に向けた消費生活協同組合(連合会)への追加周知について  | 各都道府県消費生活協同組合(連合会)への追加周知について                         |          |                                |  |           |   |

|       | (1)事務連絡・通知等 |    |    | (2)説明会等 |  |                              |                          |                 |
|-------|-------------|----|----|---------|--|------------------------------|--------------------------|-----------------|
|       | 発出年月日       | 名称 | 対象 | 開催年月日   | 名称   | 内容                           | 場所                       | 対象              |
| 国土交通省 |             |    |    | 2月23日   | ユニバーサル・コミュニケーション・カンファレンスvol.4(日本ケアフィット教育機構)          | 法律の概要、対応指針及び国交省のバリアフリー施策について | 日本ケアフィット教育機構 東京センター      | 公共交通事業者等        |
|       |             |    |    | 2月23日   | 障害者差別解消法で広がる世界へもっと旅行を楽しむためのユニバーサルモビリティ～((株)JTB総合研究所) | 法律の概要、対応指針について               | 横浜市障害者スポーツ文化センター・ラポール    | 旅行者等            |
|       |             |    |    | 3月17日   | 「障害者差別解消法」現場に求められること(産業能率大学)                         | 法律の概要、対応指針について               | 産業能率大学総合研究所              | 公共交通事業者、百貨店事業者等 |
|       |             |    |    | 1～3月    | 旅行業界における障害者差別解消法への対応について(日本旅行業協会・全国旅行業協会)            | 法律の概要、対応指針について               | 東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、仙台、広島、那覇 | 旅行者(協会会員)       |